

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和内共第1号	熊野川水系 (新宮川水系)	第五種 共同漁業	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	1月1日から 12月31日 まで	次に掲げる基点第1号と基点第2号を結ぶ線及び基点第3号と基点第4号を結ぶ線間の北山川と熊野川(新宮川)との本流及び支流の区域。ただし基点第5号と基点第6号を結ぶ線から上流の四ノ川、宮井橋下流端から上流の十津川(新宮川)、基点第7号と基点第8号を結ぶ線から上流の赤木川、相賀橋下流端から上流の高田川、基点第9号と基点第10号を結ぶ線から上流の大又川、三重県南牟婁郡紀宝町大里東下東下橋下流端から上流の相野谷川及び和歌山県新宮市新宮5442の2番地貯木橋下流端から上流の市田川を除く。 基点第1号 奈良県吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ799番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第2号 奈良県吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ800番地の奈良県と三重県との境界点 基点第3号 三重県南牟婁郡紀宝町熊野川(新宮川)河口部左岸堤防東南角基標 基点第4号 和歌山県新宮市熊野川(新宮川)右岸水難救護所警報掲台基部 基点第5号 奈良県吉野郡下北山村大字浦向字大峯山1230番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第6号 奈良県吉野郡下北山村大字浦向字四ノ川1226番地の奈良県と和歌山県との境界点 基点第7号 和歌山県新宮市熊野川町日足潜水橋下流端左岸に設置した標識 基点第8号 和歌山県新宮市熊野川町日足潜水橋下流端右岸に設置した標識 基点第9号 三重県熊野市神川町字黒瀬1877番地標柱 基点第10号 基点第9号から134度09分の線と対岸との交差点	なし	平成26年 1月1日	告示の日 から30 日間	三重県熊野市神 川町、育生町及 び紀和町 南牟婁郡紀宝町 奈良県吉野郡十 津川村 和歌山県新宮市、 東牟婁郡北山村、 田辺市(平成1 7年5月1日合 併前の本宮町の 区域)	平成26年1月1 日から平成35年 12月31日まで	旧免許番号 和内共第1 号

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和内共第2号	紀の川水系	第五種共同漁業	あゆ漁業 もくずがに漁業	1月1日から 12月31日 まで	和歌山市北島橋下流端から和歌山、奈良両県境に至る紀の川水系。ただし、紀の川市貴志川町に設置した諸井堰から上流の貴志川、伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡から上流の丹生川、橋本市御幸辻71番地国補通常砂防昭和12年度3号堰堤から上流の橋本川及び和歌山市宇治に国土交通省が設置した嘉家作樋門から下流の真田堀川、和歌川水系を除く。	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	和歌山市、岩出市、紀の川市、九度山町、高野町、かつらぎ町（平成17年10月1日合併前のかつらぎ町の区域）、橋本市	平成25年9月1日 から平成35年8月 31日まで	旧免許番号 和内共第2号
和内共第3号	貴志川水系	〃	あゆ漁業	〃	紀の川市貴志川町諸井堰から上流の貴志川水系	〃	〃	〃	紀の川市（平成17年11月7日合併前の貴志川町、桃山町、粉河町の区域） 海南市（平成17年4月1日合併前の海南市の区域）、高野町、紀美野町、かつらぎ町（平成17年10月1日合併前のかつらぎ町の区域）	〃	旧免許番号 和内共第3号
和内共第4号	丹生川水系	〃	あゆ漁業 あまご漁業	〃	伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡から上流の丹生川水系	〃	〃	〃	九度山町、橋本市（平成18年3月1日合併前の橋本市の区域）、高野町	〃	旧免許番号 和内共第4号
和内共第6号	有田川水系	〃	あゆ漁業 もくずがに漁業	〃	有田市新堂関西電力鉄塔跡から174° - 47' の方位線と対岸との交点から上流の有田川水系	〃	〃	〃	有田市、有田川町、かつらぎ町（平成17年10月1日合併前の花園村の区域）、高野町	〃	旧免許番号 和内共第6号
和内共第13号	日高川水系	〃	あゆ漁業 こい漁業 うなぎ漁業 もくずがに漁業	〃	御坊市天田橋下流端から上流の日高川水系	〃	〃	〃	御坊市、日高川町、田辺市（平成17年5月1日合併前の龍神村の区域）	〃	旧免許番号 和内共第13号

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和内共第15号	日高川水系	第五種共同漁業	あまご漁業	1月1日から12月31日まで	日高郡日高川町舟津堰堤から上流の日高川水系	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	日高川町(平成17年5月1日合併前の中津村、美山村の区域)、田辺市(平成17年5月1日合併前の龍神村の区域)	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	旧免許番号和内共第15号
和内共第16号	切目川水系	〃	あゆ漁業 もくずがに漁業	〃	日高郡印南町島田マリパーク大橋切目川第2号橋下流端及び大浜橋下流端から上流の切目川水系	〃	〃	〃	印南町	〃	旧免許番号和内共第16号
和内共第17号	南部川水系	〃	あゆ漁業 もくずがに漁業	〃	日高郡みなべ町山内南部大橋下流端から上流の南部川水系	〃	〃	〃	みなべ町	〃	旧免許番号和内共第17号
和内共第18号	富田川水系	〃	あゆ漁業 もくずがに漁業	〃	西牟婁郡白浜町富田川紀勢本線鉄橋下流端から上流の富田川水系	〃	〃	〃	白浜町(平成18年3月1日合併前の白浜町の区域)、上富田町、田辺市(平成17年5月1日合併前の大塔村、中辺路町の区域)	〃	旧免許番号和内共第18号
和内共第19号	富田川水系	〃	あまご漁業	〃	田辺市鮎川鮎川新橋下流端から上流の富田川水系	〃	〃	〃	田辺市(平成17年5月1日合併前の中辺路町、大塔村の区域)	〃	旧免許番号和内共第19号
和内共第20号	日置川水系	〃	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業	〃	西牟婁郡白浜町日置大橋(昭和13年完成 旧日置大橋)下流端及び日置小橋下流端から上流の日置川水系	〃	〃	〃	白浜町(平成18年3月1日合併前の日置川町の区域)、田辺市(平成17年5月1日合併前の大塔村、中辺路町の区域)、すさみ町	〃	旧免許番号和内共第20号
和内共第26号	古座川水系	〃	あゆ漁業 もくずがに漁業	〃	東牟婁郡串本町紀勢本線古座川鉄橋下流端から上流七川ダム堰堤に至る古座川水系	〃	〃	〃	串本町、古座川町、那智勝浦町、すさみ町	〃	旧免許番号和内共第26号

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和内共第27号	古座川水系	第五種共同漁業	あまご漁業	1月1日から12月31日まで	東牟婁郡古座川町大字小川字滝の拝タキノハイ橋下流端から上流の古座川水系	なし	平成25年9月1日	告示の日から30日間	古座川町 那智勝浦町	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで	旧免許番号和内共第27号
和内共第28号	古座川水系	〃	あまご漁業	〃	基点 東牟婁郡古座川町大川字三尾口40番地に設置した標識 基点より45°-00'の方位線から上流の古座川水系、ただし七川ダム堰堤から上流の区域を除く。	〃	〃	〃	古座川町、串本町（平成17年4月1日合併前の串本町の区域）、すさみ町	〃	旧免許番号和内共第28号
和内共第29号	古座川水系（七川）	〃	あゆ漁業 うなぎ漁業 あまご漁業	〃	東牟婁郡古座川町佐田七川ダム堰堤から上流の古座川（七川）水系	〃	〃	〃	古座川町	〃	旧免許番号和内共第29号
和内共第33号	太田川水系	〃	あゆ漁業	〃	東牟婁郡那智勝浦町下里大橋上流端から上流の太田川水系	〃	〃	〃	那智勝浦町 古座川町	〃	旧免許番号和内共第33号
和内共第34号	高田川水系	〃	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	〃	新宮市相賀相賀橋下流端から上流の高田川水系	〃	〃	〃	新宮市、田辺市（平成17年5月1日合併前の本宮町の区域）、北山村	〃	旧免許番号和内共第34号
和内共第35号	赤木川水系	〃	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	〃	新宮市熊野川町日足潜水橋下流端から上流の赤木川水系	〃	〃	〃	新宮市、田辺市（平成17年5月1日合併前の本宮町の区域）、北山村	〃	旧免許番号和内共第35号
和内共第36号	十津川水系	〃	あゆ漁業 あまご漁業 うなぎ漁業	〃	新宮市熊野川町宮井橋下流端から和歌山・奈良県境に至る十津川水系	〃	〃	〃	新宮市、田辺市（平成17年5月1日合併前の本宮町の区域）、北山村	〃	旧免許番号和内共第36号
和内共第37号	丹生川水系	〃	あまご漁業	〃	伊都郡九度山町入郷丹生橋下流端から上流の丹生川及び不動谷川。ただし、伊都郡九度山町関西電力株式会社旧堰堤跡から上流の丹生川を除く。	〃	〃	〃	九度山町、高野町	〃	旧免許番号和内共第37号

免許番号	漁場の位置	漁業種類	漁業名称	漁業時期	漁場区域	制限又は条件	免許予定日	申請期間	関係地区	存続期間	備考
和内共 第38号	貴志川水系	第五種 共同漁業	あまご漁業	1月1日から 12月31日 まで	海草郡紀美野町今西堰から上流の貴志川水系	なし	平成25年 9月1日	告示の日 から30 日間	紀美野町(平成 18年1月1日 合併前の美里町 の区域)、高野 町、かつらぎ町 (平成17年1 0月1日合併前 のかつらぎ町の 区域)	平成25年9月1日 から平成35年8月 31日まで	旧免許番号 和内共第 38号
和内共 第39号	有田川水系	〃	〃	〃	有田郡有田川町前川橋下流端から上流の有田川水系	〃	〃	〃	有田川町(平成 18年1月1日 合併前の金屋 町、清水町の区 域)、かつらぎ 町(平成17年 10月1日合併 前の花園村の区 域)、高野町	〃	旧免許番号 和内共7、 8、9、1 0、11、 12号の統 合